

愛知大学東亜同文書院大学記念センター規定

(名称)

第1条 本学に愛知大学東亜同文書院大学記念センター(以下「記念センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 記念センターは、東亜同文書院大学以下「同文書院」という。)に関する資料を蒐集、保存、展示し、その教育研究上の業績をあきらかにするとともに、本学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 記念センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、「愛知大学設立の経緯と東亜同文書院大学」・「孫文・山田兄弟と辛亥革命資料」ほか同文書院に関する資料等の常設展示室の設置及び運営に関すること

二、同文書院に関する重要な資料の蒐集、整理、保管に関すること

三、滬友会の委託業務に関すること

四、その他記念センターの目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 記念センターに会長及び運営委員会を置く。

(会長)

第5条 会長は、学長をもってあてる。

会長は記念センターを代表する。

(運営委員会)

第6条 運営委員会(以下「委員会」という。)は、記念センターの事業及び運営に関する事項を 審議・決定し、その運営にあたる。

委員会は、委員長一名及び委員十二名以内をもって構成する。

委員会は、委員長が招集し、議長となる。

委員会は、必要に応じて瀧友会と連絡会を開いて事業の運営等に関し意見を聞くものとする。

(委員長)

第7条 委員長は、委員会の推薦により学長が委嘱する。

委員長は、会長を補佐して記念センターの業務を統轄する。

(委員)

第8条 委員は、本学教職員のなかから学長が委嘱する。

前項の規定にかかわらず、瀧友会から推薦された委員若干名を委嘱することができる。

(委員長及び委員の任期)

第9条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事)

第10条 委員会に幹事を置く。

幹事は、事務職員のなかから学長が委嘱する。

幹事は、委員長の指揮をうけて業務を処理する。

(顧問)

第11条 記念センターに顧問を置く。

瀧友会会長、霞山会会長、東亜同文書院記念基金会会長及び愛知大学同友会理事長は、顧問となる。

顧問は、記念センターに関する重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(賛助会員)

第12条 記念センターの目的に賛同する者は、委員会の議決を経て、記念センターの賛助会員とすることができる。

賛助会員は、個人及び団体とする。

賛助会員の資格、会費その他必要な事項は、別に定める。

附則(制定)

この規定は、一九九三年四月二十二日から施行する。